

第6章 情報倫理を学ぶ

p.92-109



「大学で学ぶための学習ガイドブック(第2版)」

新潟大学歯学部、2022.3

注意:教科書に記載している内容は、どんどん古くなっていきます

<https://www5.dent.niigata-u.ac.jp/~nisiyama/studyskills/ss240517.pdf>

2024.05.17 西山秀昌

スマホ SNS

- 巷で取り上げられる問題の数々
 - 不適切・誤った情報配信、流言飛語
 - 情報漏洩
 - バイトテロ
 - 炎上
 - 誹謗中傷
- 明学生（明治学院大学生）が考えたSNSのための5つの合言葉
 - <https://www.meijigakuin.ac.jp/campuslife/campuslife/sns/>

2023に入っても迷惑
動画が流れる状態


SNSの変化と問題

- X(旧Twitter)の急激な変化、どうなるのか？
 - <https://www.yomiuri.co.jp/science/20240427-OYT1T50180/>
 - <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230728/k10014145311000.html>
 - <https://www.nikkei.com/topics/22111100>
 - <https://moms-lab.jp/blogs/article0246/>
- Instagramでの問題点は？
 - <https://ds-b.jp/media/what-is-instagram/>
 - <https://japan.cnet.com/article/35176759/>

「“情報倫理” “ac.jp”」でGoogle検索

すべて ショッピング 画像 動画 ニュース もっと見る

約 128,000 件 (0.21 秒)

 東京大学
<https://www.u-tokyo.ac.jp> > adm > cie

東京大学情報倫理ガイドライン

東京大学の**情報倫理**は、学問の自由、思想・良心の自由、表現の自由を尊重の理念にのっとり、東京大学が管理・運用する計算機資源の利用に関

 東京工業大学
<https://www.titech.ac.jp/guidelines-j> PDF

情報倫理とセキュリティのためのガイド

具体的な問題が発生したときは、**情報倫理委員会**にお知らせ下さい。...

[ac.jp/kik_sui/security/policy_1.pdf](https://www.titech.ac.jp/kik_sui/security/policy_1.pdf)。【東京工業 ... 【東京工業大学**情報倫**】
24 ページ

 聖隷クリストファー大学
<https://www.seirei.ac.jp/center/ict/information-ethics>

情報倫理について | 在学生の方

情報倫理とは情報を扱う上でのモラルやマナーです。多くの人が日常的にインターネットにはさまざまな情報が流れ、とても便利である一方、うその ...

 明治大学
<http://www.isc.meiji.ac.jp/~ethicj>

明治大学ビジネス情報倫理研究所

... **情報倫理**研究所 〒101-8301 千代田区神田駿河台1-1 明治大学グローバルフ
話・ファクス 03 3296 1879 電子メール ethicj@at.meiji.ac.jp (atを ...

 京都大学
<http://www.cape.bun.kyoto-u.ac.jp/project/project04>

情報倫理

情報倫理(Information Ethics)は応用倫理学の最も新しい部門の一つです。**情報倫**
ピュータ・サイエンスの急速な進歩、さらにはインターネットに代表 ...

 東京電機大学 総合メディアセンター
<https://www.mrcd.dendai.ac.jp/mrcd/rinri>

情報倫理教育

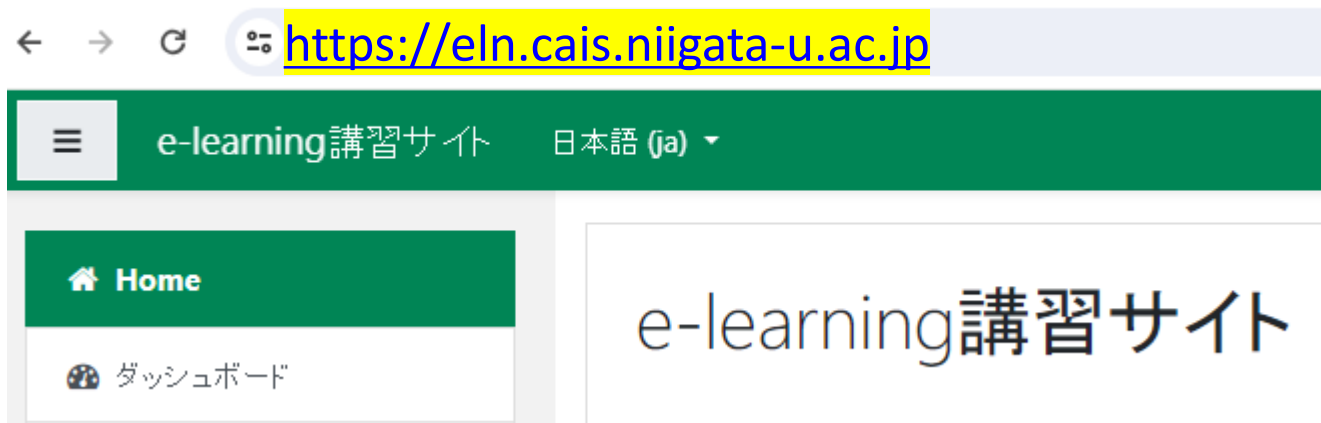
2022/04/28 — 利用方法の詳細は【INFOSS**情報倫理**の利用方法】をご覧ください。
<https://els.sa.dendai.ac.jp/webclass/login.php> ※ WebClass内にコンテンツが ...

 伊藤(健)全 研究室
<http://www.dais.is.tohoku.ac.jp/2010-ethics> PDF

情報倫理と情報セキュリティ

ac.jp/。東京工業大学**情報倫理**委員会「**情報倫理**とセキュリティのための。ガイド。
<http://www.titech.ac.jp/rinri/>。 「Web教材:**情報倫理**・**情報セキュリティ**」 <http://www.titech.ac.jp/rinri/> ...

セキュリティ及び情報倫理関係としての の新生アカウント講習会



4/26-5/2のアンケート結果

4:新生アカウント講習 (e-Learning) の受講を終了しましたか?
選択肢から1つ選んでください。【4者択1】 (必須)

選択肢	人数
1.受講し、合格して終了した。	38
2.受講したが、途中で中断している。(ないし、不合格のまま)	3
3.受講していない。(新生アカウント講習の情報は知っていた)	14
4.新生アカウント講習 (e-Learning) の情報について全く知らなかった	7

早めに受講し
合格しましょう。

本日の講義・演習内容

- 情報倫理とは？
- プライバシーと個人情報
- 知的所有権、特に著作権について
- 立ち位置による変化について
- ケーススタディ
- 課題について
- 最後に

本日の講義・演習内容

- **情報倫理とは？**
- プライバシーと個人情報
- 知的所有権、特に著作権について
- 立ち位置による変化について
- ケーススタディ
- 課題について
- 最後に

インターネットがもたらした コミュニケーションとは？ (p.92)

- **グローバル**な**多対多通信** (many-to-many communication)を可能にしつつ、並はずれた通信射程を持つ。
- ある種の**匿名性**を容易にする。
- (完全な)**複製**可能性を持つ。

23年も前

Johnson, D.G. (2001)

それまでは「手紙」、「固定電話」、「電信・電報」...

28年も前

1996年にEUの委員会が 想定されうる問題をまとめた (p.93)

- 国家の安全 (爆弾製造、違法な薬物製造、テロ)
- 未成年者保護 (不正販売行為、暴力、ポルノ)
- 個人の尊厳の確保 (人種差別)
- 経済の安全 (詐欺、クレジットカードの盗用)
- 情報の安全 (悪意のハッキング)
- プライバシー (個人情報 の非合法的伝達、電子的ハラスメント)
- 名誉保護 (中傷、不法な比較広告)
- 知的所有権 (ソフトウェア、音楽などの著作物の無断頒布)



Illegal and harmful content on the internet. Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions. COM (96) 487 final, 16 October 1996

<http://aei.pitt.edu/5895/>

インターネットおよび情報倫理の歴史 (p.93)

46年前

- 1978年: 米国でパソコン通信開始
- 1982年: 日本で小規模パソコン通信開始
- 1985年: ジェームズ ムーア、“What is Computer Ethics” (「コンピュータ倫理」) 発表。
- 1985年: デボラ ジョンソン、「コンピュータ倫理学」出版。
- 1989年: Webの登場
- 1995年: 情報技術の利用に関する倫理問題についての第1回国際会議開催。
- 1998年: 「情報倫理の構築」という研究プロジェクト開始 (~2003)。
- 1999年: 情報倫理学に関する学術雑誌 (“Echics and Information Technology”) の創刊。

35年前

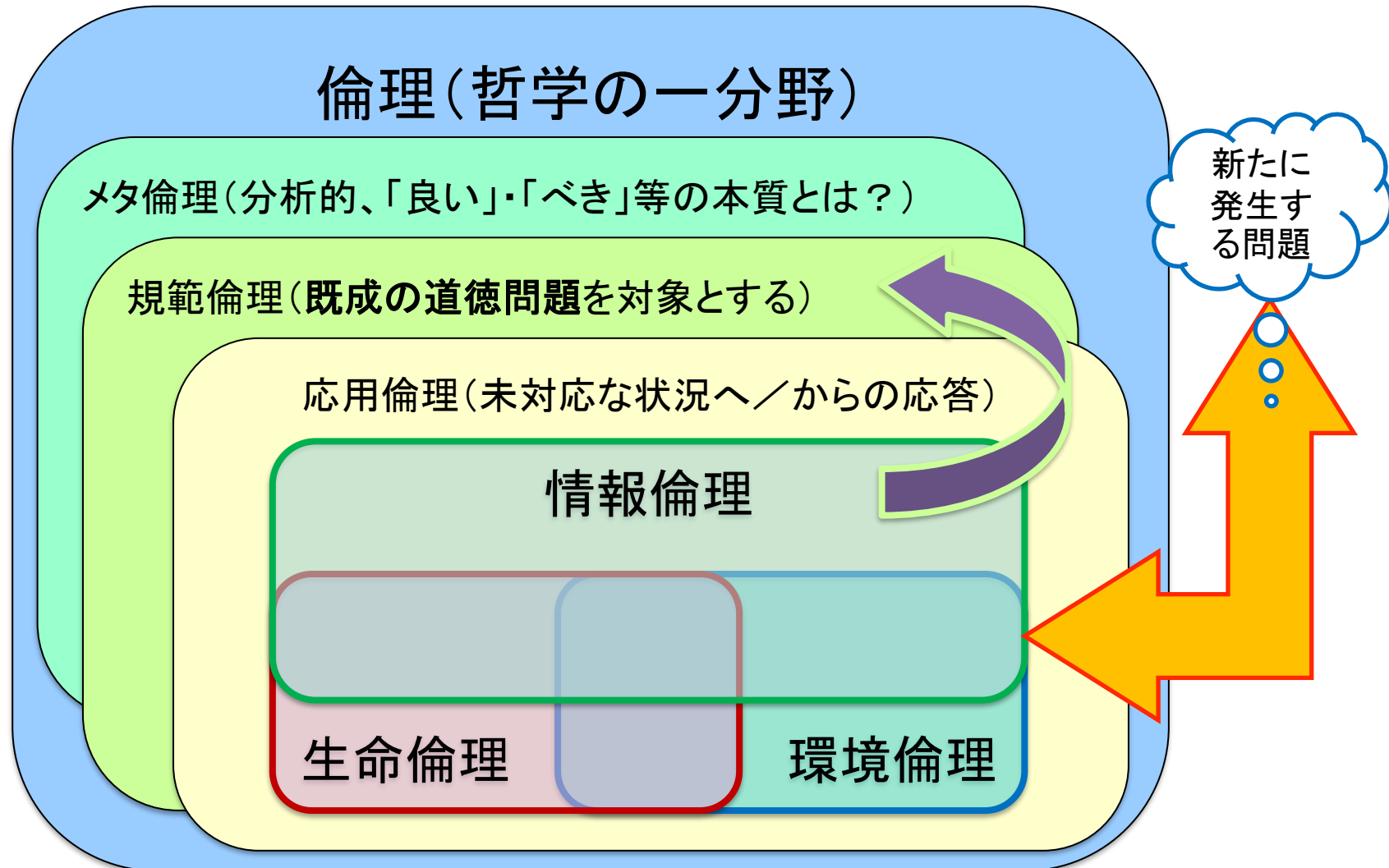
現役生の誕生 (2005)

- 2003年: 「個人情報の保護に関する法律」の制定
- 2004年: 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」の制定
- 2012年: 「著作権法」の改訂
- 2017年: 医療ビッグデータ法施行
- 2019年: OECDの「人工智能に関する理事会勧告」
- 2020~2022年: 新学習指導要領、小・中・高(入学年から)実施
- 2024年: OECDの「人工智能に関する理事会勧告」改変

(参考元 神崎 2005, 日本医療情報学会 2006, 山川 2013, 文部科学省, OECD)

情報倫理(学)とは？

哲学・倫理との関係 (p.94)



学生教育用としてのeBook

- 学生教育用としてeBookを数冊準備しました。同時アクセス数は1のみですので、閲覧したら速やかに離脱して下さい。

– 盛永 審一郎／松島 哲久／小出 泰士(編), 2019. いまを生きるための倫理学. 丸善出版.

<https://elib.maruzen.co.jp/elib/html/BookDetail/Id/3000087260?18> [閲覧日: 2024-05-06]



– 水谷, 雅彦(著), 2003. 情報の倫理学 (現代社会の倫理を考える 15). 丸善出版.

<https://elib.maruzen.co.jp/elib/html/BookDetail/Id/3000000169?16> [閲覧日: 2024-05-06]



情報倫理・セキュリティ関連の おすすめの本

- 情報倫理 – ネット時代のソーシャル・リテラシー –
 - 【改訂3版】・技術評論社
 - 高橋 慈子, 原田 隆史, 佐藤 翔, 岡部 晋典
- 情報セキュリティ読本 –IT時代の危機管理入門–
 - 六訂版・実教出版株式会社
 - 独立行政法人情報処理推進機構

情報倫理(応用倫理)と哲学的基礎 (メタ倫理)との関係 (p.96)

- 「**倫理の理論**というものは、難解で複雑な論争に**決着をつける役には立たない**が、重要な規則や指針を明確にする**手助けにはなる**。倫理の理論により、**考慮すべきポイントがわかり、理論的な評価ができる**ようになる。」

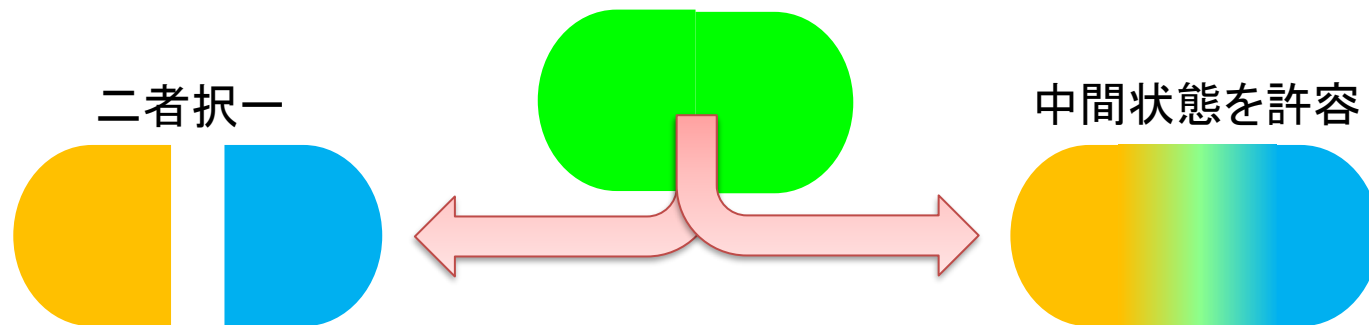
(Baase 1997; 日本情報倫理協会訳 2002 p.300)

27年も前

哲学的基礎(メタ倫理)を 踏まえた上での倫理的判断

- 「すべての行為を倫理的に正しいか、倫理的に間違っているかの2つのカテゴリに区分してしまうことは誤った議論を招く。むしろ、倫理的に強要されるか、倫理的に禁じられているか、そうでないかによって区別する方がよい。」

(Baase 1997; 日本情報倫理協会誌 2002 p.300)



本日の講義・演習内容

- 情報倫理とは？
- プライバシーと個人情報
- 知的所有権、特に著作権について
- 立ち位置による変化について
- ケーススタディ
- 課題について
- 最後に

プライバシーと個人情報 (p.97-99)

- 1890年「放っておいてもらう権利」
- 1967年「自己情報コントロール権」という概念
- 1980年「OECD勧告の個人情報8原則」 2013年改訂
 1. 収集制限の原則 (Collection limitation Principle)
 2. データ内容の原則 (Data Quality Principle)
 3. 目的明確化の原則 (Purpose Specification Principle)
 4. 利用制限の原則 (Use Limitation Principle)
 5. 安全保護措置の原則 (Security Safeguard Principle)
 6. 公開の原則 (Openness Principle)
 7. 個人参加の原則 (Individual Participation Principle)
 8. 責任の原則 (Accountability Principle)

→ 日本の個人情報保護法制定へ
医療分野は他と同じなのだろうか？

個人情報保護法 および関連法規とガイドライン類

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo>

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal>

- 個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則
 - <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihongensoku.pdf>
- 個人情報保護法の成立及び改正に関する主な経緯
 - https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_development.pdf
- 個人情報保護制度見直しの全体像
 - https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou_gaiyou.pdf
 - ※令和4年4月1日時点で更新されています。テキストのp.98の図2は古くなりました。

詳しくは「個人情報保護委員会」のサイトを参照のこと

<https://www.ppc.go.jp/>

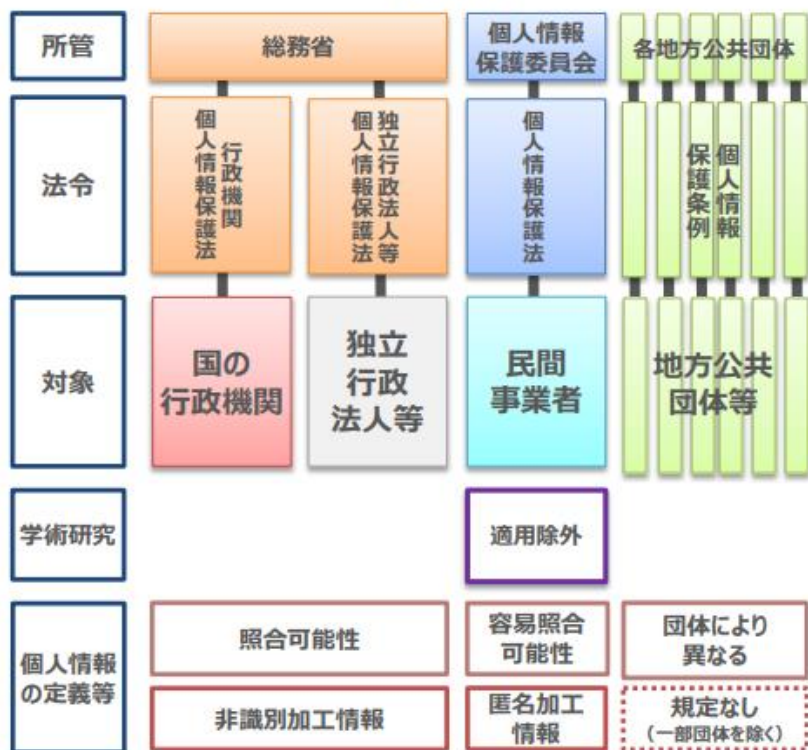
法律、基本方針、政令、規則、補完的ルール、ガイドライン・Q&A等、
特定分野ガイドライン、お役立ちツール(※中小企業向け)etc...

↑ これだけの資料があるということ(＝分かりにくいということ)

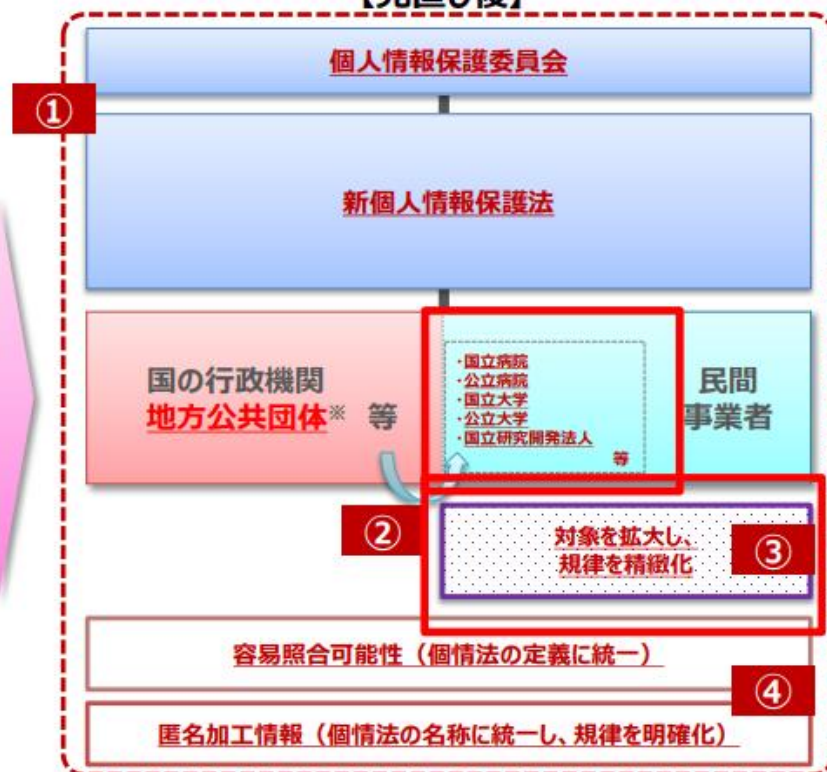


- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

↑テキストの記載内容

↑R3年度改定後



個人情報保護に関する法律・ガイドライン等の体系イメージ

民間分野

ガイドライン

(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編、認定個人情報保護団体編) (*2)

※以上のほか、Q&A等を作成・公表している。

個人情報保護法 (*1)

(4、8章等：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)
(対象：民間事業者)

公的分野

ガイドライン

(行政機関等編)

※以上のほか、事務対応ガイド、Q&Aを作成・公表している。

個人情報保護法 (*1)

(5、8章等：行政機関等の義務、罰則等)
(対象：行政機関、独立行政法人等)

個人情報保護条例 (*3)

(対象：地方公共団体等)

個人情報保護法 (*1)

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

(*1) 個人情報の保護に関する法律

(*2) 金融関連分野・医療関連分野・情報通信関連分野等においては、別途のガイドライン等がある。

(*3) 令和3年の個人情報保護法の改正により、現在、各条例で規定されている地方公共団体の個人情報保護制度についても個人情報保護法第5章等において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなる(令和5年春施行予定)。

個人情報保護法は3年ごとに見直し

- 個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度
改正大綱
令和元年12月13日、個人情報保護委員会
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200110_seidokaisei_taiko.pdf
- 個人情報保護法の3年ごと見直しに向けて
2019年3月27日、経団連情報通信委員会資料
<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/shiryuu1.pdf>

特定分野ガイドライン・ガイダンス (医療関連)



- 医療関連分野**ガイダンス**と**Q&A**
 - 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
 - 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
 - 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
 - 国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
 - 経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines/#iryokanren>

改正個人情報保護法

2017年5月30日施行 + 2022年4月1日施行

参考:

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/simple_lesson_2022.pdf

- 個人情報
- 個人識別符号
- **要配慮個人情報**
 - 人種、信条、社会的身分、**病歴**、前科、犯罪被害情報。その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの
- 匿名加工情報、仮名加工情報
- 個人情報データベース等 / 個人データ
- 個人情報取扱事業者、保有個人データ
- トレーサビリティ(追跡可能性)
- オプトイン、オプトアウト

令和2年度改正個人情報保護法

- 令和4年4月1日から施行

- 特集

https://www.ppc.go.jp/news/kaiseihou_feature/



- 概要(リーフレット)

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/revised_APPI_leaflet2022.pdf



- マンガで学ぶ個人情報保護法

https://www.ppc.go.jp/news/anime_personalinfo/top/



- 比較的詳しい資料

<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/r2kaiseihou.pdf>



定義・用語が増えた

<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/r2kaiseihou.pdf>

4. データ利活用に関する施策の在り方

(参考) 個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比 (イメージ)

	個人情報※1	仮名加工情報※2	匿名加工情報※2
適正な加工 (必要な加工のレベル)	—	<ul style="list-style-type: none"> 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない 対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の個人を識別することができず、復元することができない 本人が一切分からない程度まで加工
利用目的の制限等 (利用目的の特定、制限、 通知・公表等)	○	○ ・利用目的の変更は可能 ・本人を識別しない、内部での分析 ・利用であることが条件	× (規制なし)
利用する必要がなくな ったときの消去	○ (努力義務)	○ (努力義務)	× (規制なし)
安全管理措置	○	○	○ (努力義務)
漏えい等報告等	○ (改正法で義務化)	× (対象外)	× (対象外)
第三者提供時の 同意取得	○	— (原則第三者提供禁止)	× (同意不要)
開示・利用停止等 の請求対応	○	× (対象外)	× (対象外)
識別行為の禁止	—	○	○

※1：個人データ、保有個人データに係る規定を含む。 ※2：仮名加工情報データベース等、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。 19

より深く考えるための 個人情報保護関連・資料

- 高木浩光さんに訊く、個人データ保護の真髓
——いま解き明かされる半世紀の経緯と混乱

<https://cafe.jilis.org/2022/03/18/160/>

目次

- 個人情報保護法が保護するのは個人情報ではない？
- 目的内の提供は制限されていない？
- 不適正利用の禁止は適正な利用義務ではない？
- 紹介されていなかった個人データ保護の真意
- 「file」とは何か、「data」とは何か
- プライバシー保護法ではなくてデータ保護法である
- プライバシー保護じゃないのにプライバシーガイドライン？
- 見え隠れする米国の意向
- ここからが本題
- 関係ないデータを用いた個人の評価
- データ保護の意思決定指向利益モデル
- フランスの50年前の事例
- 公開情報であっても対象となる理由
- 曲解されていった日本法
- 他の法目的はどうなの？
- 情報公開と個人情報保護は車の両輪ではない
- なぜこんなに混乱してきたのか
- 記録を伴わない自動処理への拡張
- 自己情報コントロール権と情報自己決定権
- 平成15年法制定時の大失敗
- これからどうしていくのか
- 憲法上の位置付けを明らかにしていくとは？
- 自治体条例を「リセットする」本当の理由

コンピュータの発達に伴う変化

テキスト p.99

- 新しい規模の**情報収集**を可能にした。
 - 例:ビッグデータ
- **新しい種類**の情報を作り出した。
 - 例:個人の嗜好情報
- 新しい規模の**情報の配布と交換**を可能にした。
 - 例:ツイッター、LINE
- **誤った情報**の影響が拡大された。
 - 例:誤った犯罪者情報の拡散
- 人の生涯の情報が以前より**はるかに長く存続**するようになった。(一度流れたものは、消せない)

23年も前

(Johnson 2001)

問題点 (p.99)

- 利用される側(個人)の立場
 - 当然保護されるべき
- 利用する側・扱う側(集団)の立場
 - 適切・容易に利用したい
- 両者のバランスの問題だが
 - 情報を扱う側にバイアスがかかりがち。
 - 「監視されているかもしれない」と思う状況による民主主義の委縮の可能性。

本日の講義・演習内容

- 情報倫理とは？
- プライバシーと個人情報
- 知的所有権、特に著作権について
- 立ち位置による変化について
- ケーススタディ
- 課題について
- 最後に

知的所有権の概略 (p.100)

- 産業財産権
「特許権」、「実用新案権」、「意匠権」、「商標権」など
- 著作権（2012年10月1日 改訂）
 - 複製権
著作物の複製を作る権利。コピーとは異なる。対象物を撮影した場合の写真やビデオも含まれます。
 - 人格権
「公表権」、「同一性保持権」、「氏名表示権」などがあります。
- その他
上記以外に「半導体回路配置利用権」、「育成者権」、「営業秘密などの保護」があります。

改訂された著作権法

- H24(2012)年10月1日
 - コピー防止の入った著作物を無理やりコピーしたら違法
 - 違法にアップロードされた著作物を、違法と知りながらダウンロードした人も違法

※平成24年10月1日施行 違法ダウンロードの刑事罰化について
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/online.html>

- H26, H30, R2, R3, R5にも改定あり

詳しい改訂履歴は下記URLを参照

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei>

CRIC(公益社団法人著作権情報センター)「著作権Q&A」

<https://www.cric.or.jp/qa/index.html>

ACCS(一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)「著作権Q&A」

<https://www2.accsjp.or.jp/qa/>

著作権に配慮した 参照(引用・参考)の方法

最終レポートは、間接引用がやりやすい。直接引用では、コピーと間違われることがある。

- 参照・引用・参考について(定義が様々)
 - 直接引用、抜粋 --- 本テキストでは「引用(citation)」
 - どちらかと言えば発言者と文脈を尊重
 - 間接引用、要約 --- 本テキストでは「参考(reference)」
 - どちらかと言えば客観的事実、再現可能性を尊重
- バンクーバー方式
 - 自然科学系・医学系で主として用いられる。
- ハーバード方式
 - 人文・社会科学系で主として用いられる。

最終レポートで個人的に推奨

参考資料

https://jipsti.jst.go.jp/sist/pdf/SIST_booklet2011.pdf

<http://library.rikkyo.ac.jp/learning/reportguide/citation/>

https://www.rikkyo.ac.jp/about/activities/fd/cdshe/mknpps000001ri7e-att/MOW_6.pdf

最終レポートは、ハーバード方式が指定されている。

理系での理想と 最終レポートでの善し悪し(○×)

※文字数のカウント方法も考慮した場合

			参照方法	
			文系	理系
			引用	参考
			citation	reference
記述方法 本文中での	理系	バンクーバ方式	×	理系で理想 ×
	文系	ハーバード方式 レポート指定	△	最終レポート ○

小野先生提示の「最終レポート」での指定は「ハーバード方式」です。参照方法はどちらでも良いと思いますが、文字数の関係から「参考・reference」の形式が良いと思います。

本日の講義・演習内容

- 情報倫理とは？
- プライバシーと個人情報
- 知的所有権、特に著作権について
- **立ち位置による変化について**
- ケーススタディ
- 課題について
- 最後に

規範倫理化した範囲は 当然遵守

応用倫理として確立していない
範囲に、適切に対応するには？

各自の立ち位置を認識する

倫理と道徳・モラル・法規制との狭間 (p.104-105)

- 「私たちは、ともすると法制度の現状を調べて、それに服従してさえいれば問題は基本的に発生せず、発生した問題もそれに依拠することで容易に解決されると考えがちです。しかし、前述のように急速に進化していく情報社会においては、法制度と現実との間に乖離(かいり)が生じやすく、急場しのぎの新しい制度には制度自体の不備があることに加えて、その適正な運用のために必要な判例の積み重ねにも乏しい、というのが実情です。(中略)情報社会の市民が身につけておかなければならないものとは、ネットワークの特徴に鑑み(かんがみ)、**具体的場面で何が自分の依拠すべき行動規範であり、何が適切な行動なのかを考え抜く習慣**です。国民主権の今日、情報社会のルール作りは私たち一人ひとりの肩にかかっているのだ、という主体的意識が不可欠なのです。」

所属の変化と立ち位置の変化

部外者から関係者へ、受ける側から施す側へ

大学生・大人の社会
外部の問題
倫理的言及は可能

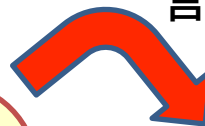
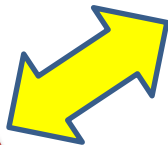
言及

言及

高校生まで
確立された倫理観

医療関連社会
外部の問題
倫理的言及は可能

相手の立場を考慮した
コミュニケーション
への影響

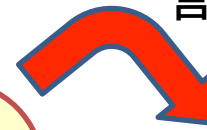


所属の変化と立ち位置の変化

部外者から関係者へ、受ける側から施す側へ

大学生・大人の社会
従来の倫理観との折衝
新たな倫理観の確立

言及



高校生までの
倫理観の再考

医療関連社会
外部の問題
倫理的言及は可能

相手の立場を考慮した
コミュニケーション
への影響



所属の変化と立ち位置の変化

部外者から関係者へ、受ける側から施す側へ

大学生・大人の社会
倫理観の再考

高校生までの
倫理観の再考

医療関連社会
従来の倫理観との折衝
新たな倫理観の確立

相手の立場を考慮した
コミュニケーション
への影響



ネット上に保管されている情報は、常に漏洩の危険性に晒されている。

クラウド等

各自が所有している（特に他人の）個人情報に注意！

近い将来、医療関係に携わるため、患者情報を扱うことになるので注意！！

資料

- クラウドサービス利用上の注意点
 - 総務省・安心してインターネットを使うために国民のための情報セキュリティサイト
 - https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/enduser/security02/06.html
- 主な脅威
 - 障害などでデータが消失する
 - 預けているデータが外部に漏洩
 - アカウントが第三者に悪用される

クラウドサービス上のデータは、クラウドサービス事業者により安全に管理されることが基本ですが、実際には、障害によるデータの消失や情報漏洩(ろうえい)などの事例も発生しています。クラウドサービスを過度に信頼するのではなく、利用する場合には、想定される脅威に対応した対策を取ることが重要です。

講義のスライド等を「無断で」撮影しない

スマホは基本的にネットに繋がっており、情報漏洩の危険性がある

- 講義のスライド等を「無断で」撮影しない。
 - 理由：医療関連の内容が多い。
 - 提出期限等の必要不可欠な情報はメーリングリストに流してもらおう。
- 講義中等の友人の写真等も同様。
 - 理由：写っている級友のプライバシーの問題。

※あまりにひどいと、**医療従事者として、個人情報の管理を任せられるかどうか**が心配になる。また、レポート等にて剽窃・盗用をしているのでは？と、疑いのまなざしで見られても仕方がない。

SNSを利用するにあたり注意点

新潟大学の学生であることを常に意識すること

- 閲覧範囲に注意（でも漏れる危険性はゼロではない）
 - クラブ活動等の公的な発言はオープンでもいい。
 - X(旧Twitter)で個人的な発言（個人を特定されうる発言）が多い場合には、できるだけ鍵をかける等、工夫する。（でも「安全」ではない）
 - たとえ鍵を開けられても大丈夫な情報に限定する。
- 第三者から見た情報の意味を常に考える
 - たとえ閲覧を限定していても、迷惑行為、他人が見て不愉快に思うこと、および個人情報を流さない。
 - 個人が特定され、不都合な情報を拾い出されて拡散された場合に、取り返しがつかない。
 - フォロワーだけが知っているわけではない。ネット上に載せられた情報は、瞬時に自動的に機械が収集し、あとで多くの人々に閲覧されうる。

医療者によるSNSおよび 古いけれども有用な啓蒙書

- 「医療者のための情報発信 -SNS時代に伝えたいことを伝えたい人に届けるヒント」
中外医学社 (2022/3/24)
ISBN-10 : 4498148126
- 鳥飼重和 監修 『その「つぶやき」は犯罪です (知らないとマズいネットの法律知識)』 新潮新書
- 黒崎 剛、野村俊明 編著 『生命倫理の教科書 (何が問題なのか)』 ミネルヴァ書房
- 中島みち 『「尊厳死」に尊厳はあるか』 岩波新書

インターネット上の違法・有害情報に対する対応 (プロバイダ責任制限法)



総務省トップ > 政策 > 情報通信(ICT政策) > 電気通信政策の推進 > 電気通信消費者情報コーナー > インターネット上の違法・有害情報に対する対応(責任制限法)

インターネット上の違法・有害情報に対する対応(プロバイダ責任制限法)

インターネット上の違法・有害情報に対しては、被害者救済と表現の自由という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プロバイダにおける円滑な対応が促進されるような環境整備を行っています。

総務省は、プロバイダ責任制限法を中心とした制度整備を行う一方で、個別の違法・有害情報への対応に関しては、事業者団体や個別のプロバイダによる自主的な取組が行われており、総務省はそれらの取組の支援を行っています。

インターネット上の違法・有害情報に対する対応(プロバイダ責任制限法)

違法な情報

権利侵害情報

〇〇はヤブ医者である(名誉毀損)
海賊版サイト(著作権侵害)

その他の違法情報

児童ポルノ・わいせつ物
麻薬・危険ドラッグの広告

違法ではないが有害な情報

公序良俗に反する情報

死体画像(人の尊厳を害する情報)
自殺を誘引する書き込み

青少年に有害な情報

アダルト、出会い系サイト
暴力的な表現

国による制度整備

プロバイダ責任制限法

- 権利侵害情報に関して、プロバイダが情報の削除を行わなかった場合・行った場合のそれぞれについて、プロバイダの損害賠償責任の免責要件を規定
- 権利侵害情報に関して、プロバイダが保有する発信者の情報の開示を請求できる権利を規定

事業者団体による自主的取組

契約約款モデル条項

- 誹謗中傷の書き込み等を禁止事項とし、これに反する場合の削除等を規定する利用者との約款のモデルを提示

関係ガイドライン

- 具体的に削除すべき事例や参照すべき裁判例を示した各種ガイドラインを作成

相談への対応

違法・有害情報相談センターの設置・運営

- インターネット上に流通した違法・有害情報による被害の相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等をアドバイス

SNSなどで誹謗中傷を受けた者の情報開示の裁判手続きがより簡易になりました。

2022年10月1日から施行
プロバイダ責任制限法が改正され、新たな裁判手続きが始まりました。

Q.改正により何がかわるのでしょうか？
新しい手続では、削除の命令がなくても、権利侵害を主張すれば、削除を命ずる判決が得られます。また、この手続で削除命令がなくても、削除を命ずる判決が得られることは、SNS事業者やインターネット事業者に対して、早急に削除を行う必要が生まれます。これは、一時的な削除済みのことも可能になります。

(例①) 額 1万円 → 1万円 → 数ヶ月～半年 手数料②: 15,000円 → 1,000円③
①: 1回の審判より高くなります。 ②: 弁護士費用等が別途発生します。 ③: 1回で済みます。

総務省 プロバイダ責任制限法 総務省

https://www.soumu.go.jp/main_content/000852502.pdf

ケーススタディ

(別スライド)

ふたたび情報倫理とは

- インターネットは「直接的」な倫理関係の大部分を「間接的」な倫理関係に変えてしまった。
ネット上では相手の存在が希薄になりがち。
- 「他者に対する最低限の配慮を求めるモラル」
(越智 2000)
- 倫理とは思いやりの心が無ければ成り立たない、情報の陰に隠れてしまいがちな相手を思いやりつつ論理的に思索することが情報倫理の本質だと思われる。

情報倫理を取り巻くもの

- 哲学(特に西洋哲学)・メタ倫理からの側面
 - 絶対と相対と全体と個と
- 生物学・遺伝・進化・脳科学からの側面
 - 類人猿での倫理という概念
 - ミラーニューロン・共観という概念
 - 生物進化とネットワークの進化との違いと適応
- 応用倫理の一部としての情報倫理
 - 倫理学の範疇か、情報を扱う専門家の範疇か
- 情報という概念・分類からの側面
 - インターネット以外の情報
 - 遺伝子情報・医療情報

課 題

- 別途提示したケーススタディについて、学務情報システムでの「授業アンケート(2回目)」経由で提出。
- 提出期限：5月23日(木)

最後に

- 私同様、学生諸子も「倫理学」や「情報学」の専門家ではないでしょうが、既に「倫理」に関わる多くの「情報」を扱っていることを再認識してください。
- ゆくゆくは「医療情報・臨床情報」を扱う立場になることを念頭に置きつつ、「情報倫理」という概念を自分自身のものにしてください。